

事務処理フロー図

(平成29年6月8日作成)

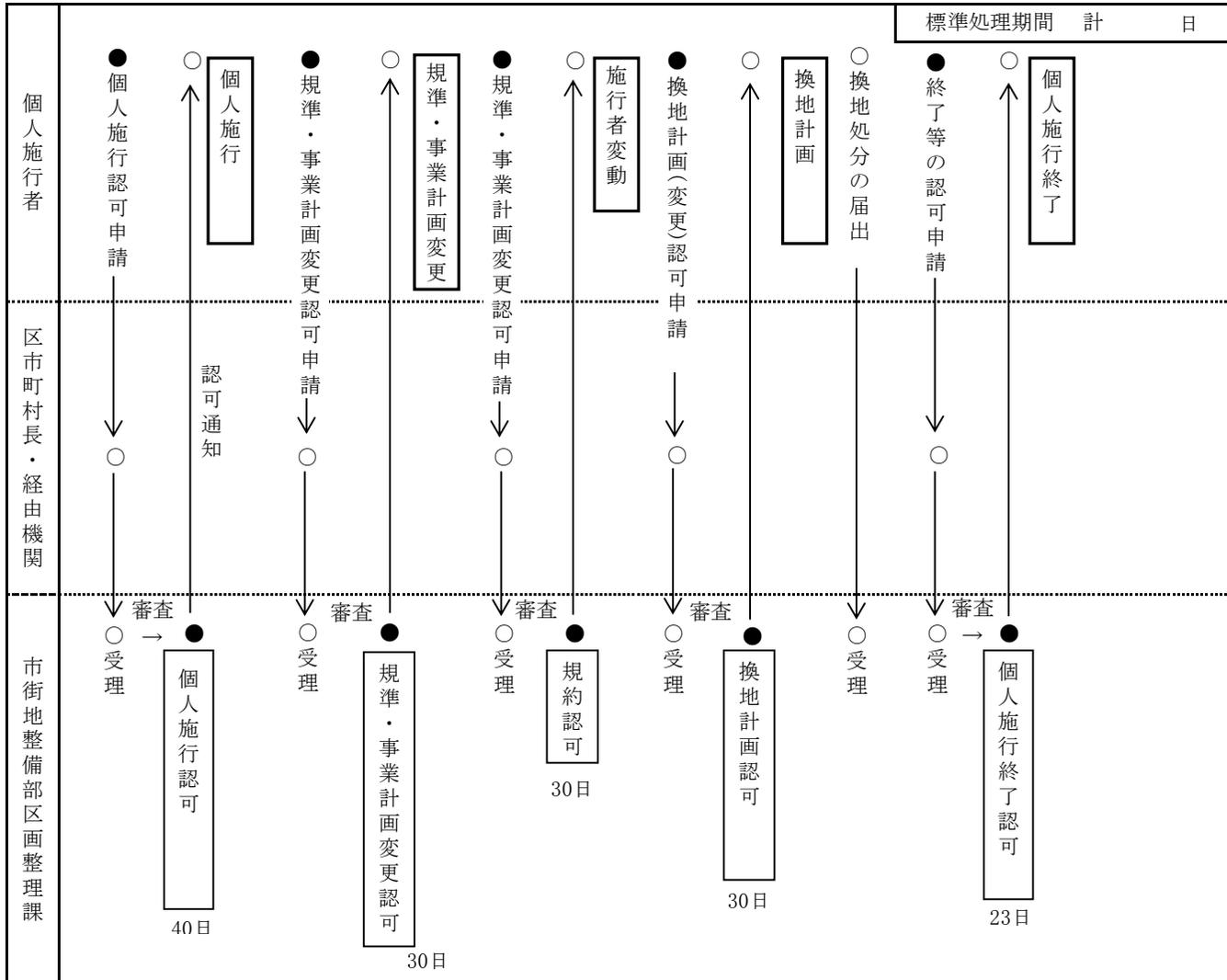
事務名 土地区画整理法/土地区画整理事業の個人施行に係る認可
 (八王子市並びに事業規模が5ha未満の特別区及び府中市を除く。)

作成部署 都市整備局市街地整備部区画整理課民間区画整理担当

電話 31-261

《事務処理フロー図》

《事務処理フロー図の説明》



項番	項目	説明
1	個人施行認可	事業を施行しようとする者は、規準・規約・事業計画等を定め、区市町村を経由して認可申請書により申請します。
2	規準・事業計画等の変更認可	施行者が規準・規約・事業計画を変更する場合、区市町村を経由して変更認可申請をします。
3	施行者変動に伴う規約の認可	施行者が一人から数人になる場合、施行者は規約を定め、区市町村を経由して認可申請をします。
4	換地計画認可	施行者が換地計画を定める場合、区市町村を経由して換地計画書により認可申請をします。
5	換地処分の届出	施行者が換地処分をした場合、届出を行います。
6	個人施行の廃止・終了認可	事業を廃止、または終了しようとする場合、区市町村を経由して認可申請書により申請をします。